

令和6年6月28日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
第20条第1項に基づく情報公表

令和6年4月現在

① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

【令和5年度に採用した労働者に占める男性・女性労働者の割合】

(職 種)	(男 性)	(女 性)
○一般職	100% (1人)	0% (0人)
○研究職	67% (6人)	33% (3人)
○研究職(任期付)	70% (7人)	30% (3人)
○非常勤職員(事務)	17% (8人)	83% (38人)
○非常勤職員(専門研究員等)	75% (3人)	25% (1人)

【男女の賃金の差異】

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全ての労働者	56.3%
正規雇用労働者	74.1%
非正規雇用労働者	63.7%

対象期間：令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日まで）

賃金：基本給（俸給、基本賃金）の他、時間外勤務手当や賞与等の諸手当を含み、退職手当及び通勤手当を除く。

正規雇用労働者：期間の定めなくフルタイム勤務する労働者

非正規雇用労働者：短時間労働者及び有期雇用労働者

※短時間労働者については、正規雇用労働者の所定労働時間で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出している。

② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

【令和5年度男女別の継続雇用割合】

平成26年度以降採用者（定年制職員）

(職 種)	(男 性)	(女 性)
○一般職	67% (6人)	100% (1人)
○研究職	98% (55人)	100% (13人)